

児童養護施設の養育（養護）に対する意識の整理

—施設保育士・児童指導員等への質問紙調査から—

伊藤 陽 一

Rearranging of the consciousness for the nursing of the child nursing home
—From the questionnaire survey of Child Care Workers—

Yoichi Ito

要旨：

児童養護施設は、時代の流れによりそのあり方が変化した。戦後間もない時期は、「孤児・浮浪児」の対策であり、現在は、「親の就労」、「虐待・酷使・放任・怠惰」が増え、その対策として児童養護施設が位置づけられている。施設形態も、大舎制から小舎制・ユニットケアへ移行し、児童養護施設に勤務する保育士・児童指導員等の養育（養護）のあり方について、施設間での質の差がある。本稿では、関東地方にある児童養護施設3施設、60名の職員に、「今必要と感じている養育（養護）」の意見をお聴きし、今後の施設保育士・児童指導員等のあり方について調査した。調査結果から意味の内容を10種に分類し、その意味内容から、経験の短い職員は子どもとの関係を重視し、経験の長い職員は、子どもの将来を見据えた視点や子どもの生活の質への視点が多く見られ等の視点を明らかにした。

キーワード：

社会的養護 児童養護施設 児童養護施設運営指針 施設保育士 児童指導員

I はじめに

社会情勢の急激な変化により、子どもや保護者そして家庭を取り巻く環境が一変している。少子化による子育て支援施策としての、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法の制定はその表れの一つであるといえる。しかし、子育て支援サービスの充実が図られたとしても、様々な理由で親や家族と生活をともにできない子どもたちや、虐待される子どもたちがい

なくなることはないと思われる。こうした子どもたちに社会が用意したシステムが「社会的養護」であり、その一翼を担う施設が「児童養護施設」である。そもそも社会的養護を必要とする子どもとは、法律上は、児童福祉法（以下「児福法」）第41条の児童養護施設に入所すべき児童の条文から、「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童」とされる。児福法第25条により、これらの子どもを発見した者は、市町村、児童相談所または福祉事務所に通告することが義務づけられている。

また、児童養護施設の入所状況は、「児童養護施設入所児童等調査結果の概要（平成20年

2月1日現在)」によると、全国の児童養護施設入所児童、乳児院入所児童、里親委託児童の合計は38,503人、5年前の同調査の35,893人から大きく増加した。10年前と比較すると、10年前は31,874人で、2割ほど増加している。このため、平成9年の児童福祉法改正、平成12年の児童虐待防止法の制定、平成16年の児童福祉法及び児童虐待防止法の改正、平成20年の児童福祉法改正及び児童虐待防止法改正、平成23年の民法及び児童福祉法改正などの法律改正や予算の充実等を行い対応してきたといえる。

これらの状況より、社会的養護とりわけ「児童養護施設」の役割は重要で、そこに勤務する保育士・児童指導員等の養育（養護）は、子どもたちの発達成長に影響を及ぼすことになる。

本稿の研究の目的は、日々養護を行っている保育士・児童指導員に対して、児童養護施設の養育（養護）に関する意識について質問紙調査を行い明らかにする。そこから、現場の職員が今必要と感じている養育（養護）を意味の内容を分類し、整理を行い、施設保育士・児童指導員等のあり方について考察し、今度に向けての課題を明確にする。

II 目的と研究の方法

本研究において、児童養護施設の現状について整理を行う。そして、関東地方にある児童養護施設3施設、60名に子どもの養育に必要なことについての半構造化質問紙調査を行い、現場の職員が今必要と感じている養育（養護）を意味の内容を分類し、整理を行い、施設保育士・児童指導員等のあり方について考察し、今度に向けての課題を明らかにすることを目的とする。なお、意味の内容を分類する際において、筆者の他に、質問紙調査を未実施の児童養護施設

に勤務する保育士1名と、保育士養成校に勤務する教員1名に同席し、回答者の意見が恣意的にならないように配慮した。

III 結果及び考察

1. 児童養護施設の現状

児童養護施設は、1887年に石井十次の岡山孤児院や野口幽香等が1900年設立した二葉幼稚園などを起因として、戦後に大きく発展してきた。その理由は、終戦時の不良・浮浪児の取り扱い問題により制度化が加速したことによるもので、児童福祉法の早期成立や児童養護の位置づけ、社会的養護の意義などが明記されるようになり、今日に至る。ここでは、現在の児童をめぐるとりわけ児童虐待について、社会的養護及び児童養護施設の問題について現状を整理する。

(1) 児童虐待の現状

児童虐待は、2000年に児童虐待の防止等に関する法律（以下、児童虐待防止法）が施行され（最終改正は、2007年）、目的を記した第一条から罰則の規定を記して第十七条に及ぶ。児童虐待防止法が施行された背景は、厚生労働省の「平成25年度児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）」によると、児童の虐待に関する相談件数が、統計を取り始めた1990年に1,101件から、法律が施行された前年1999年に約10倍にあたる11,631件に上昇した。このように児童虐待の増加は社会問題化し、最近の数値は2014年88,931件である。

また、児童虐待防止法の中には、児童虐待の定義がされ、「児童虐待」とは、①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること（身体的虐待）、②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行

為をさせること（性的虐待）、③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による上記②または次の④に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること（育児放棄・ネグレクト）、④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力を行い心身に有害な影響を及ぼす行為・言動をいう、その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（心理的虐待）。と第二条に示されている。

(2) 社会的養護及び児童養護施設の現状

社会的養護を厚生労働省のHPよりまとめると、「①保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。②社会的養護の理念は、“子どもの最善の利益のために”と“社会全体で子どもを育む”であること」と述べている。この社会的養護を担う場所は、里親、ファミリーホーム、施設等に分けられる。

社会的養護とりわけ児童養護施設は、時代の流れによりそのあり方が変化した。言い換えれば、戦後間もない時期は、「孤児・浮浪児」の対策であり、それ以後は、「親の行方不明」、「親の離婚」、「親の長期入院」であり、現在は、「親の就労」、「虐待・酷使・放任・怠惰」が増え、その対策として児童養護施設が位置づけられている。施設の形態も、大舎制から小舎制・ユニットケアへ移行しつつあり、職員が担当する子どもの数は減ったものの、少ない職員が長い時間担当することで負担は増大しているといえる。一方で、児童養護施設に勤務する保育士・児童指導員等の養育（養護）のあり方について、施設間での質の差が大きいことから、2011年7月に取りまとめられた「社会的養護の課題と将

来像」において、社会的養護の指針として、2012年3月に、児童養護施設運営指針（以下、「運営指針」）が作成される経緯となった。この運営指針は、最低基準での保障は担保されているといえるが、子どもの最善の利益を図る点においては今なお、施設間での質の差が存在するといえる。

2. 放課後児童指導員に対する質問紙調査から

(1) 調査の概要

①調査の目的及び調査対象

前節の児童養護施設及び社会的養護の現状から、児童虐待を含め、子ども保護者を取り巻く環境が著しく変化し、それに伴い、社会的養護を担う児童養護施設の多様化・重要性が増していることがわかる。さらに、運営指針等で施設間の質の差をなくす取り組みは試みてはいるが、作成されてから3年しか経過しておらず、現実はその差は残っているといえる。

ここでの調査は、施設で保護者にかわって養育をするうえで、最善の利益を図る保育士・児童指導員等が、施設養護を行う際に、子どもを養育する上で必要なことについて自由に記述を行うよう依頼した。その際に子どもを養育する上でどのような「視点」で養育しているのかを明らかにする。さらに、明らかになった視点について考察を加え、児童養護施設における子どもに対しての最善の利益とは何か、また、職員の支援のあり方についてその方向性を探ることを目的とする。

②3施設の概要

3つの施設は、ともに関東近郊にあり、1940年代、1970年代、2010年代に設置認可を受け、本園と小規模児童養護施設を併設している施設と、本園のみだがユニット単位で子どもの養護を行っている施設である。

③調査方法

記述式アンケートを3施設に30名分配布し、任意での回答で依頼した。主なアンケート内容は、ア.基本事項（性別、経験年数、資格等）、イ.施設において養育（養護）をするうえで大切なことは何かに関しての質問を行った。

④倫理的配慮

倫理的配慮については、質問紙調査をした児童養護施設に勤務する保育士及び児童指導員等に対して、本研究の趣旨を説明し、本研究を論文、学術学会発表以外で使用しないことを説明し同意を得た。また、得られたデータは、個人を特定できないように配慮することとした。得られたデータについては、筆者が考察を加えることのできることを取った。質問紙調査を行った人からの開示の要求があったときには、直ちに開示する旨も伝えた。

(2) 調査の結果

①基本事項

3施設（回答者60名）の性別、経験年数、現在取得している資格は次のような回答だった。
性別

3施設の合計

女性（37名：62%）、男性（10名：37%）未記入（1名：1%）

経験年数

平均6年

現在取得している資格と役職（役割）（複数回答あり）

資格

保育士：32名、児童指導員：11名、教諭：3名、里親支援相談員：1名、FSW：1名、心理士：1名、社会福祉士：2名、未記入：2名

役職（役割）

主任：6名、実習生担当：9名、ユニット（クラス）担当：34名、その他：17名

3. 考察

ここでは、(1)質問紙調査で3施設に行った回答より、その意味の内容について、その類似性により分類し分析を加える。

(2)まとめとして、調査結果から導き出した、「子どもに対しての視点」と、「職員としての視点」から考察を加え、そこに勤務する保育士・児童指導員等の養護についての今後のあり方を考察する。

(1) 質問紙調査から

質問紙調査より明らかになった意味の内容を、筆者の他に、回答者の意見が恣意的にならないように、児童養護施設に勤務する保育士1名と、保育士養成校に勤務する教員1名に同席して頂き分類を行った。その意味の内容は、10に分類し、その視点に回答した保育士・児童指導員等の経験年数を明らかにし、分析を加える。

また、表の見方としては、分類に記載している「未満」と「以上」は、質問紙の回答者の経験年数の平均が6年であったことから、「未満」は、6年未満の職員を示し、「以上」は、6年以上の経験年数を経ている職員を示す。また、保育士・児童指導員等の主な記述内にある下線「_____」は、4件の内容が2項目の意味に分類できると考え、2回目に分類をされた際に下線を加えている。

今回、3施設60名の専門職に「施設に入所している子どもたちを養育する上で大切と考えていることは何ですか。」という質問を行い、その意味の内容を10種に分類を行った。回答総数全123のトピックスの中で、回答件数の割合（小数点第三位を四捨五入）から多い順に並べると、「職員の立ち位置・支援のあり方」、「子ども理解・子ども肯定・個別化」、「愛情に意識をおいた関わり」、「安心・安全、安らぎの場所」、「関係の構築」、「職員同士の連携・他機関

表1. 施設に入所している子どもたちを養育する上で大切と考えていることは何ですか。

※ () 内に回答者の経験年数を記す。

分類	保育士・児童指導員等の主な記述
<p>愛情に意識をおいた関わり (17件、全体14%) ・未満11件、(65%) ・以上6件、(35%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・愛しているという気持ちを行動や言葉を用いて存分に表現して伝え続ける事。(半年) ・子どもの意見に耳を傾ける。(2年) ・年齢に応じたスキンシップ(2年) ・怒る時も楽しい時も常に愛情をもって接すること。(2年) ・子どもと一緒に遊ぶ。(2年) ・寄りそう気持ちを忘れないように。(2年) ・見放さないこと。(3年) ・子どもたちを心から想い愛情を持って接することができること。(3年) ・基本的な所で笑顔、寄り添う事、受け止める事。(4年) ・「あなた(子ども)をいつも見ているよ。気にしているよ。」というメッセージを言動で示すこと。(5年) ・精一杯の愛情を注ぐ、安心して生活できる環境づくり。(5年) ・あたたかさ(6年) ・愛情(6年) ・“温かみを感じられる”言葉掛け、態度、業務の取り組みを心掛けています。(6年) ・愛情ある支援を不断に続けること。(8年) ・良い面に注目すること。(13年) ・子ども自身を大事にする。(22年)
<p>安心・安全、安らぎの場所 (9件、全体8%) ・未満7件、(78%) ・以上2件、(22%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安心して過ごす事の出来る配慮。(半年) ・笑顔があふれる場。(半年) ・生活の基盤となる安心感。(3年) ・子どもの安全を必ず守ることだと思います。(3年) ・子どもが「帰ってくる場所」という事を忘れない。(4年) ・子どもが安心して生活できる環境をつくる事が大切。(5年) ・子どもの安心、安全を守ること。(5年) ・居場所作り。(10年) ・(楽しい)時間を共有すること。(12年) ・就寝前のきもちが不安定になりがちな時間帯の支援を大切にする。(13年)
<p>子ども理解・子ども肯定・個別化(23件、全体18%) ・未満10件、(43%) ・以上13件、(57%)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ありのままを受け止めること。(1年) ・気持ちや行動を理解する事だけでも認められたと実感する子どもは多い。(1年) ・一人ひとり違う子どもたちであることを意識して関わる。(2年) ・たくさんほめたり、認めてあげること。(2年) ・子どもを信じること。(4年) ・自己決定や選択が出来る様、認めてあげる事、ほめる事を大切にしている。(4年) ・背景を含めた児童の理解。(5年) ・子どもの特性に合った関わり。(5年) ・子どもの自主性を尊重すること。(5年) ・子どもに色々な視点を与えること。(5年) ・「あなた(子ども)をいつも見ているよ。気にしているよ。」というメッセージを言動で示すこと。(5年) ・その子理解(6年) ・子どもを理解してあげること(8年) ・個々の子どもに必要な支援ができる様にする。(8年) ・存在自体を、ありのままに受け入れること。(8年) ・子どもの潜在能力を信じること。(8年)

	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児であろうが高校生であろうが、1人の人として接することが大切。(9年) ・特定の大人との愛着の形成(信じられる大人の存在)、自己肯定感を高める支援も重要。(10年) ・<u>良い面に注目すること。</u>(13年) ・子どもが、自分自身の存在、親の存在を否定しないこと。(13年) ・子どもの好みや友人関係を知ること。(13年) ・まずは、子どもを信じること。(14年) ・その子一人ひとりの特性をしっかりと見据える(14年) ・入所児童の背景の理解。(15年)
<p>関係の構築(9件、全体7%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未満8件、(89%) ・以上1件、(11%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>愛しているという気持ちを行動や言葉を用いて存分に表現して伝え続けること。</u>(半年) ・多くの子どもと関わること。(半年) ・生活の中で子どもと関係を深めていくのはなかなか難しいので、子どもとたくさん遊びに行ったり、個別で出掛けたり等をしている。(1年) ・子どもと一緒に遊ぶ。(2年) ・<u>見放さないこと。</u>(3年) ・子どもとの関係。(3年) ・関係性、いかに子どもたちの意見を取り入れながらも自分の流れに沿っていかせられるか(4年) ・「あなた(子ども)をいつも見ているよ。気にしているよ。」というメッセージを言動で示すこと。(5年) ・信頼感を構築すること。(15年)
<p>子どもと共に成長(5件、全体4%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未満2件、(40%) ・以上3件、(60%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一緒に沢山のことを楽しむこと。(2年) ・時には、悩み・ぶつかることもあります、それを一緒に乗り越えて一緒に成長していくこと。(3年) ・子どもと一緒に何事も全力で楽しみ、悩み、向き合うこと。そういった時間を一緒に過ごすこと。(6年) ・共に行うこと。(15年) ・共に育ち合う。(22年)
<p>将来を見通した支援(8件、全体7%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未満2件、(25%) ・以上6件、(75%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・自立へ向けて1人にさせないようにすることが大切だと感じています。(3年) ・子どもの課題に対し、治す事に重点をおかず、その背景、それによって子どもが抱える、感じる「生きにくさ」、それとどうつき合っていくか、寄り添っていくかを考える。(4年) ・将来、子ども達が、卒園した後、きちんとした人間関係づくりができて、社会に出て生きていける様に、小さい時から、だめな事は“だめ”と言ひ、感謝の気持ち等は育てているつもりである。(6年) ・退所するまでに、社会に出て、その子が困らないように、一般常識等を教えていく。(7年) ・その時だけではなく、大きくなった時のことも考えた支援を小さい頃に行うこと。(7年) ・どういう環境で育っても、皆同じ社会に出て自立していかなければいけないというはっきりした目標を持つ。(8年) ・子どもが過去を整理し、社会で生きる力(自立する力、人を頼る力)を身に付けられる様に支援しています。(10年) ・5年後、10年後と先々のその子自身のアセスメントをきちんと行った上で今の支援をどうするか考えていくこと。(14年)

<p>子どもの生活・社会性を育む支援 (7件、全体6%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未満2件、(29%) ・以上5件、(71%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・躰がきちんとできること。(3年) ・子どもに色々な視点を与えること。(5年) ・人と接する温かさを子ども達には感じて欲しい。(6年) ・社会で生きていく力をつける。(10年) ・食事を通して、人とつながることを伝える(誕生日メニュー、お弁当を作る、等)。(13年) ・自分を大切に思うこと、すること、人にやさしくすることにつながっていく為にも。(32年) ・生活観をもつこと。(32年)
<p>職員の立ち位置・支援のあり方 (33件、全体26%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未満19件、(58%) ・以上14件、(42%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・暴力はしない、させないという心がけ。(半年) ・自分をいつわらず、ありのままの自分でぶつかること。(1年) ・子どもを預かって養育していること。(1年) ・人生の一部にたずさわっていること。(1年) ・問題の背景に目を向けること。(1年) ・自分のその日の気分で行動しない。(2年) ・様々な視点で子どもを見て、支援の方向を考えること。(2年) ・責任を持って関わること。(2年) ・仕事だけ、仕事でやっている子どもに感じさせないこと。(2年) ・職員が支援をする上で軸を持って働く。(3年) ・自分のやり方に固執するのではなく、利用者にとって必要な経験、関わりとは何か考え支援していく。(3年) ・子どもの目線に立ち、大人の立場を取ることです。(3年) ・忍耐力、柔軟性、謙虚さは必須。(4年) ・自分の中で目標をもつ事、信念。(4年) ・多くの傷ついた子どもと関わる中で、将来の事を考えながらも“今”が大切であること。(4年) ・何かあった時ではなく、何もない時から何を積み重ねるか。(4年) ・児童と向き合う姿勢。(5年) ・寛容さ(5年) ・ルールで縛らないこと。(5年) ・適切な関わり・支援(6年) ・子どもの気持ちを理解していこうとする考え。(7年) ・子どもを大人として導いてあげること(8年) ・管理ではなく支援(ルールを作り過ぎない、子どもの失敗を受け止める、枠にはめすぎない)(8年) ・すぐには子どもに変化がなくてもあきらめることなく支援をつづけること。(8年) ・命を預かっている責任を持って関わること。(8年) ・法人理念・方針の理解。職員のSV。ノーマライゼーションの考え、観点。責任感、使命感。愛着形成。アセスメントと自立支援計画。専門性と人間力。家族支援。(10年) ・そのこどもの支援を考える時に、一般常識的な基準とそのこどもに合わせた基準と両方を併せ持って考えること(13年) ・<u>子どもが、自分自身の存在、親の存在を否定しないこと。(13年)</u> ・子ども自身が自分を大切に思える関わり。(13年) ・その子に合った支援をどのようにしていくかチームでしっかりと話し役割分担をして養護していくこと。(14年) ・意識しすぎないこと。(27年) ・柔軟性。(27年) ・子どもによりそいすぎて、一線を越えないようにする。

<p>子どもの権利擁護・子どもの最善の利益（4件、全体3%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未満11件、(50%) ・以上6件、(50%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見にしっかり耳を傾ける。(2年) ・入所している子ども達の最善を考えること。(2年) ・子ども一人一人の権利を侵害する事は絶対にしてはいけないし、一人の人間として大切にすべきである。(6年) ・その時々で、「何が子どもの利益につながるか」を考えることが大切。(10年)
<p>職員同士の連携 他機関との連携 (9件、全体7%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未満6件、(67%) ・以上3件、(33%) 	<ul style="list-style-type: none"> ・他機関との連携も非常に重要(2年) ・チームワーク。(3年、3年2名) ・担当職員だけでなく、他職員、他施設と連携して、沢山の目で子どもを見ること。(4年) ・現場職員間のチームワーク。(5年) ・関係機関との連携。(5年) ・みんなでこどもの成長を支援するという視点(13年) ・職員のチームワーク(10年) ・仲間との連携(12年)

との連携」、「将来を見通した支援」、「子どもの生活・社会性を育む支援」、「子どもと共に成長」、「子どもの権利擁護・子どもの最善の利益」となる。

また、全回答の中で経験年数に着目すると、経験年数が平均年数6年未満の職員（以下、「経験の短い職員」）の回答は、比較的具体的な内容が多くあり、経験年数が平均年数6年以上の職員（以下、「経験の長い職員」）の回答は抽象的な内容があることが目立った。さらに、10種の分類ごとに、経験年数で回答状況を比較すると、経験の短い職員が多く回答した意味の内容は、「関係の構築」、「安心・安全、安らぎの場所」、「愛情に意識をおいた関わり」、「職員同士の連携・他機関との連携」であった。一方、経験の長い職員が多く回答した意味の内容は、「将来を見通した支援」、「子どもの生活・社会性を育む支援」、「子どもと共に成長」であった。経験の短い職員と経験の長い職員が拮抗している意味の内容は、「子ども理解・子ども肯定・個別化」、「職員の立ち位置・支援のあり方」、「子どもの権利擁護・子どもの最善の利益」であった。

(2) まとめ

今回調査を行った3つの児童養護施設では、子どもに対しての視点と職員としての視点に分けられる。その中で、経験の短い職員は、子どもとの関係を重視し、子どもや職員が心地よくいられる環境を意識している視点が伺えた。経験の長い職員は、子どもの将来を見据えた視点や子どもの生活の質への視点が多く見られ、子どもが自立した際に困らないように配慮されていることが伺える。また、職員としての立ち位置や職員としての支援のあり方は、経験年数に関係なく、全体の分類の中でも多くを占め、養育（養護）を行ううえでも重要な視点であることがわかる。

今回の回答の中で特に注目したい意見は、「愛しているという気持ちを行動や言葉を用いて存分に表現して伝え続けること。（経験年数：半年）」、「“あなた（子ども）をいつも見ているよ。気にしているよ。”というメッセージを言動で示すこと。（経験年数：5年）」の2つの意見である。それは、児童養護施設において、子どもの最善の利益を果たす保育士・児童指導員等が子どもにとっていかなる存在なのかを表しているのではないかと考えるからである。児

児童養護施設の施設体系が大舎制から小舎制・ユニットケアに変わってきたことは先にも述べた。社会の変化に対応するためでもあるが、児童の権利に関する条約、社会的養護の課題と将来像や児童養護施設運営指針等々に、家庭もしくは家庭的な養育（養護）を行うこととされ、その流れでユニットケアが進められてきている。

児童養護施設の職員は、子どもにとって「親」なのか、「親代わり」なのか、それとも「専門職」なのか、その手がかりがこの意見に隠されているのではないかと考える。児童養護施設の職員は、「親」ではないことはすぐに理解できる。また、「親代わり」では、子育て中や子育てを終えた経験者が児童養護施設の子どもを養育すれば良いことになってくる。したがって、社会的養護の特質に対応できる「専門職」が必要になる。しかし、子どもにとっては、あまり関係のない話であり、必要な人物は「親」である。その「親」に養育できない事情があるから、「親代わり」が必要になる。

今回の2つ意見は、特定の子どもに向けられる愛情を「気持ちを行動や言葉を用いて存分に表現する」、「メッセージを言動で示す」といった「親」であれば行うであろう事柄を、「親代わり」として「専門職」が意図的に行うことの大切さを述べている。児童養護施設で育った子どもの多くは、やがて「親」になるであろう。「親」になるには「親」のモデルが必要である。このことから、児童養護施設の保育士・児童指導員の支援のあり方について、本来「親」が行う事柄を「親代わり」として、意図的に子どもにわかるように言語化、行動化して表現し、「専門職」として行うことが子どもの最大の利益につながるのではないかと考える。また、その内容の体系化が今後、必要になるのではないかと思われる。

IV. おわりに

今後の課題としては、今回の調査では、保育士・児童指導員等の回答に、家庭環境の調整の視点が少なく、子ども自身が施設を退園してからの自立支援に特化している点が見られた。家庭環境の調整の視点を入れた筆問を取り入れたい。また、今後の研究の方向性については、まず、児童養護施設運営指針から、保育士・児童指導員等の支援方法の構造化を行うこと。質問紙調査の件数を見直すこと。質的調査研究方法として、M-GAT等を用いて研究の質をあげる取り組みを行いたいと考えている。

参考文献

- 柏女霊峰 (2015) 「子ども・子育て支援制度を読み解く」 誠信書房
- 柏女霊峰 (2015) 「子ども家庭福祉論 [第4版]」 誠信書房
- 厚生労働省 (2013) 「児童養護施設入所児童等調査の結果」(<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000053235.pdf> 2015. 10. 2)
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 (2011) 「児童養護施設運営指針」厚生労働省 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_04.pdf 2015. 10. 2)
- 小川恭子 (2015) 「児童養護施設保育士に求められるソーシャルワーク機能：日常生活支援を通して」『藤女子大学人間生活学部紀要 55』 pp91-99
- 垂水謙児、野島靖子、伊藤わらび (2009) 「児童養護施設における児童指導員の専門性に関する研究」『十文字学園女子大学人間生活学部紀要 7』 pp13-32